

国官総第534号
平成24年3月29日

気象庁長官 殿

国土交通大臣 前田 武志

平成24年度に気象庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成24年度において気象庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

1. 的確な観測・監視及び気象情報の充実等について

気象、地震、火山現象、水象等の観測・監視能力の向上を図るとともに、関係機関と密接に連携して、観測成果等の効率的な利用を図る。また、気象情報を充実し、適時、的確に発表するとともに、関係機関への情報提供機能の向上を図る。

[具体的な目標]

- ・台風による被害の軽減を図るため、台風中心位置の72時間先の予報誤差（前5年の平均）を、平成22年の302kmから平成27年までに260kmにする。
- ・緊急地震速報の震度の予想精度向上に努める。具体的には、震度4以上を観測した地震、または、震度4以上を予想した地震について、予想誤差±1以下におさまる地域の割合を平成22年度の28%から平成27年度までに85%以上にする。
- ・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、津波警報の改善を行う。具体的には、平成24年中に、巨大地震の規模の把握を地震発生後15分で確実にを行うことを可能とする。さらに、津波シミュレーション技術を用いた津波警報の更新のための沖合津波観測データの活用を進め、その数を平成26年度までに35観測点とする。
- ・農業被害や熱中症被害等の対策に有効とされる異常天候早期警戒情報の精度向上に努める。具体的には、平成23年のブライアスキルスコア（確率予報に用いる評価値）0.21を平成28年までに25%改善する。

2. 気象業務に関する技術に関する研究開発の推進について

最新の科学技術を導入し、気象等の予測モデル、観測及び予報に関するシステム等に関する技術に関する研究開発および技術基盤の充実を計画的に推進する。

[具体的な目標]

- ・より高精度の防災気象情報等を発表するため、地球全体の大気を対象とした数値予報モデルの2日後の予測誤差（数値予報モデルが予測した気圧が500hPaとなる高度の実際との誤差、北半球を対象）を、平成27年末までに平成22年（実績値14.8m）に比べ約2

0%改善する(目標値12m)。

3. 気象業務に関する国際協力の推進について

国際的な中枢機能を強化し、アジア地域等各国の気象業務を支援するとともに、国際機関の活動及び国際協同計画への参画並びに技術協力を推進する。

[具体的な目標]

- ・気象庁がWMO（世界気象機関）の一機能として運営している温室効果ガス世界資料センター（WDCGG）について、今後5年間で、データの取得の高度化・効率化や観測データの品質向上を図り、本センターの利便性を向上させる。このため、平成24年度は具体的な機能向上の内容を盛り込んだWDCGGのデータベース更新の設計を実施する。

4. 気象情報の利用促進等について

民間における気象業務の健全な発達を支援し、利用拡大のため、わかりやすい気象情報の民間への提供機能の向上を図るとともに、気象情報に関する知識の幅広い普及を図る。

[具体的な目標]

- ・大きな地震の際に高層建築物等に被害をもたらすおそれのある長周期地震動について、平成24年度から新たに提供開始する「長周期地震動情報」の周知広報に取組み、平成29年度までに三大都市圏の住民の認知度を50%以上とする。